

入札参加時における注意事項

入札及び施工に当たっては、下記の事項を遵守してください。

なお、請け負った工事の一部を下請させるときは、下請負者に対し、この遵守事項について周知されるよう努めてください。

1 独占禁止法等関係法令の遵守について

- (1) 入札参加者は、毛呂山町建設工事請負契約約款、図面、設計書、仕様書（現場説明及び現場説明に対する質問回答書を含む。）、毛呂山町指名競争入札参加者心得（一般競争入札にあつては毛呂山町建設工事請負一般競争入札（事後審査型）試行要領）、入札公告及び指名通知等の記載事項並びに現場を熟知の上、入札しなければならない。
- (2) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 事業協同組合等にあつては、中小企業等協同組合法等関係法令を遵守しなければならない。

2 社会保険への加入及び法定福利費の適切な支払いの徹底について

社会保険（雇用保険、健康保険、厚生年金）への加入及び法定福利費の適切な支払いを徹底すること。また、建設工事の元請業者は、下請業者に対して、平成24年7月4日付国土交通省発出の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に基づき指導等を行うこと。

3 下請工事の発注・施工に当たっての注意事項について

- (1) 請け負った工事を一括して他の建設業者に請け負わせる一括下請負は、建設業法（昭和24年法律第100号）で禁止されており、下請け業者が、たとえ技術力・信用ともに優れた大手建設業者（いわゆる「上請け」）であっても、一括して請け負わせた場合には、建設業法違反となる。
下請業者を使用する際は、「上請け」の場合も含め、一括下請負にならないよう十分注意するとともに、元請業者として、下請工事を含めた工事全体の施工に実質的に関与し、適正な工事の施工に努めなければならない。
- (2) 下請契約を締結しようとするときは、工事の適切な施工を確保するため、建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月6日付け建設省厚発第38-2号）を遵守し、下請業者の適切な選定、下請における雇用管理等への指導を行い元請・下請関係の合理化に努めなければならない。
- (3) 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を町内業者の中から選定するよう努めなければならない。
- (4) 下請契約を締結したときは、下請負人通知書、施工体系図及び施工体制台帳の写しを工事の発注課所に提出しなければならない。併せて、施工体制台帳を工事現場

- に備え置くほか、施工体系図を工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示すること。
- (5) 下請代金の支払いについては適正に行うとともに、下請業者の倒産、資金繰りの悪化等により、関係者の間で、請負代金や賃金の不払い、資材納入・リース・運送に係る代金の不払い等、不測の損害が生じないように十分配慮しなければならない。
 - (6) 同一案件の同一指名業者を下請業者として選定してはいけない。

4 建設資材納入業者との契約について

- (1) 建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害することのないよう公正な取引を確保するよう努めなければならない。
- (2) 工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は町内業者の中から選定するよう努めるとともに、調達する工事材料は毛呂山町産とするよう努めなければならない。

5 所定労働時間の遵守について

建設産業における所定労働時間については、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づき、建設現場の就労の実体を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減するなどの方法を通じて、週所定労働時間40時間制の実現に努めなければならない。

6 労働災害の防止等について

建設労働者の確保並びにこれらの労働者の健康の保持、適正な賃金の支払等による労働条件の改善に留意し、仕様書等に定めるところにより元請、下請が一体となって労働災害の防止に努めなければならない。

7 ダンプトラック等による過積載の防止について

工事の施工に当たって、工事資材等の運搬については過積載を行わないよう、また、過積載を行っていると認められる資材納入業者から資材の納入を受けないなどの必要な措置をとるよう努めなければならない。

8 ディーゼル車規制に適合した車両の使用について

工事の施工に当たって、工事現場で使用し、又は使用させる自動車（資機材等の搬出入を含む）は、ディーゼル車以外の自動車（ガソリン車、天然ガス車、LPG車等）又は埼玉県生活環境保全条例に適合するディーゼル車としなければならない。

9 不正軽油使用の禁止について

工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む）並びに建設機械等の燃料として、地方税法（昭和25年法律第226号）及び埼玉県生活環境保全条例に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用してはならない。

また、県が使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会う

などの協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講じなければならない。

10 アイドリング・ストップの遵守について

工事現場で使用し、又は使用させる自動車（資機材等の搬出入を含む）は、駐停車時にアイドリング・ストップを行わなければならない。（作業用の附属装置等の動力としてエンジンを使用する場合を除く）

11 建設業退職金共済制度への加入等について

- (1) 建設業退職金共済制度の対象となる労働者を使用する場合は、勤労者退職金共済機構に加入して証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付しなければならない。
- (2) 1件あたりの請負金額が500万円以上の工事請負契約を締結した場合は、勤労者退職金共済機構の発注者用掛金収納書を貼付けした建設業退職金共済証紙購入状況報告書を契約締結後1ヶ月以内に発注課所に提出しなければならない。
- (3) 工事の一部を下請に付する場合は、下請業者に対して、本制度を説明するとともに、掛金相当額を下請代金中に算入、その他の方法により、本制度の促進に努めなければならない。
- (4) 建設業退職金共済証紙購入状況報告書を発注課所に提出した受注者は、請け負った工事が完成した時は、自らが雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績及び下請業者が雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績を、建設業退職金共済証紙貼付実績報告書により発注課所に提出しなければならない。
- (5) 工事請負契約を締結した業者は、組合支部から「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識（シール）の交付を受け、現場事務所等に掲示し、対象となる労働者への周知を図らなければならない。

12 技術者の適正な配置について

- (1) 建設業の許可を有する建設業者は、元請・下請の別なく、請負金額の大小に関係なく、工事を施工するときは、主任技術者を配置しなければならない。
- (2) 元請負者が特定建設業者であり、請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式の場合は7,000万円）以上となる場合については、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならない。
- (3) 1件の請負金額が4,000万円（建築一式の場合は8,000万円）以上の建設工事を施工するに当たっては、元請負者は、工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を配置しなければならない。
- (4) 専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受け、選任されている期間中のいずれの日においても、監理技術者講習を終了した日から5年を経過していない者の中から選任しなければならない。また、当該工事に係る職務に従事していると

きは、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を提示しなければならない。

- (5) 主任技術者又は監理技術者は、当該建設工事を施工する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。特に、元請負者の専任の主任技術者又は監理技術者においては、3か月以上の恒常的な雇用関係が必要である。

3か月以上の恒常的な雇用関係とは、

- ①一般競争入札の場合は、入札参加申込書等の提出期限の日から3か月前
- ②指名競争入札の場合は、入札日から3か月前
- ③随意契約の場合は、契約日から3か月前

に雇用していることを要する。

13 CORINS への登録について

請負者は、受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更後10日以内に、完成時は完成後（工事完成検査合格後）10日以内（いずれも土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く）に、訂正時は速やかに（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。ただし、単価契約の場合は、完成時に請負代金額の総額が500万円以上の工事を対象とし、竣工登録をおこなうものとする。また、（財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

14 経営事項審査について

建設業法の規定により、一定の公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けることが義務づけられている。経営事項審査を受けていない業者は工事を元請として請け負うことができなくなる場合があるので、毎決算期ごとに必ず経営事項審査を受けること。

15 民事再生等手続き中の届出について

入札に参加しようとする者で、民事再生法及び会社更生法の規定に基づく手続き開始の申立てを行っている者は、その旨を管財課に届け出ること。